

恵庭第4墓園整備方針(案)

花と緑に包まれ、選べる供養のかたちへ

令和8(2026)年3月

恵庭市

1. 背景と目的

(1) 策定の背景

近年、少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化、ならびに供養や墓地に対する考え方の多様化により、墓所需要は変化しています。恵庭市では、こうした状況を踏まえ、令和6年度に墓所区画の造成計画を見直しました。

この見直しを契機として、恵庭第4墓園の今後の整備の方向性や重視すべき事項を整理し、将来にわたり市民ニーズに応える墓園運営につなげることが求められています。

(2) 策定の目的

恵庭墓園は昭和43年に開設し、その後、市民の墓地需要に対応して第1墓園1,646区画、第2墓園3,310区画、第3墓園1,482区画、第4墓園382区画を整備してきました。さらに平成27年10月には、合同納骨塚1基(1,500体収容)を整備しています。

恵庭第4墓園は、当時増加していた墓所需要に対応するため、平成20年度に西島松地区の開発構想と合わせて造成構想を策定し、先行して墓所用地を取得しました。その後、既存墓園の新規貸付可能区画数が残り少なくなってきたこと(自由墓所2㎡区画を除く)を受け、平成27年度に造成のための実施設計を行い、平成30年度に第1期工事として計画の一部を造成し、供用開始しました。

一方で、社会情勢の変化により、従来型の墓所区画の利用動向は当初見込みと乖離し、以後の造成は凍結してきました。令和6年度には造成計画を見直し、実施設計時に全体で3,600区画の造成を予定していたものを、全体面積を縮小した上で、将来的な造成予定区画数を1,500区画としました。

また、承継者の不在や費用負担等の理由から、承継を前提としない供養の形態(合葬を含む)への理解が進み、ニーズが高まっています。平成27年度に整備した合同納骨塚(庭縁塚)は、供用開始から10年で貸付が概ね2/3に達しており、現行の収容計画に照らすと、令和9年度頃に新規受入枠が上限に達する見込みです。

以上を踏まえ、本方針は、恵庭第4墓園における今後の整備の方向性と重点事項を明確化し、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した墓園整備・運営の指針とすることを目的とします。

2. 恵庭墓園の現状

(1) 墓園の概要

恵庭墓園は、恵庭市内西島松北地区に立地し、恵庭市道西 10 線より西側に第 1 墓園から第 3 墓園が配置されています。都市計画上は市街化調整区域であり、南西側に国道 36 号線及び道央自動車道が通過し、その奥には北海道大演習場島松地区が位置しています。

また、北西側には島松川、南東側にはルルマップ川が流れ、第 1 墓園から第 3 墓園を高台とする丘陵地を形成しています。市道を挟んでその南東側的高速道路沿いに第 4 墓園、その東側には平成 24 年に「ルルマップ自然公園ふれらんど」が開園し、休日には運動施設としてのスポーツ利用や、ファミリー層によるレクリエーション利用が見られます。

表 1 墓園の区画・面積

区分	区画数	墓園面積	墓所面積
第1墓園	1,646	46,039 m ²	9,934 m ²
第2墓園	3,310	49,353 m ²	16,994 m ²
第3墓園	1,482	19,487 m ²	5,664 m ²
第4墓園	382	138,217 m ²	1,420 m ²
合計	6,820	253,096 m ²	34,012 m ²



(2) 墓園の利用状況

昭和 43 年度の供用開始以来、恵庭墓園は市民の墓地需要に対応してきましたが、近年は墓所の新規貸付が減少傾向にあります。平成 27 年度の第 4 墓園設計時には、20 年間で 3,600 区画(180 区画/年度)の需要を見込んでいましたが、令和 6 年度に「墓所区画確保数」を見直し、3,600 区画(平成 30 年度～令和 19 年度)から 1,500 区画(令和 7 年度～令和 26 年度)に変更しました。

また、第 4 墓園の貸付のほか、返還により空き区画となった第 1 墓園から第 3 墓園についても再募集を行い、需要に対応しています。合同納骨塚については、令和 3 年度以降、貸付数が増加しています。

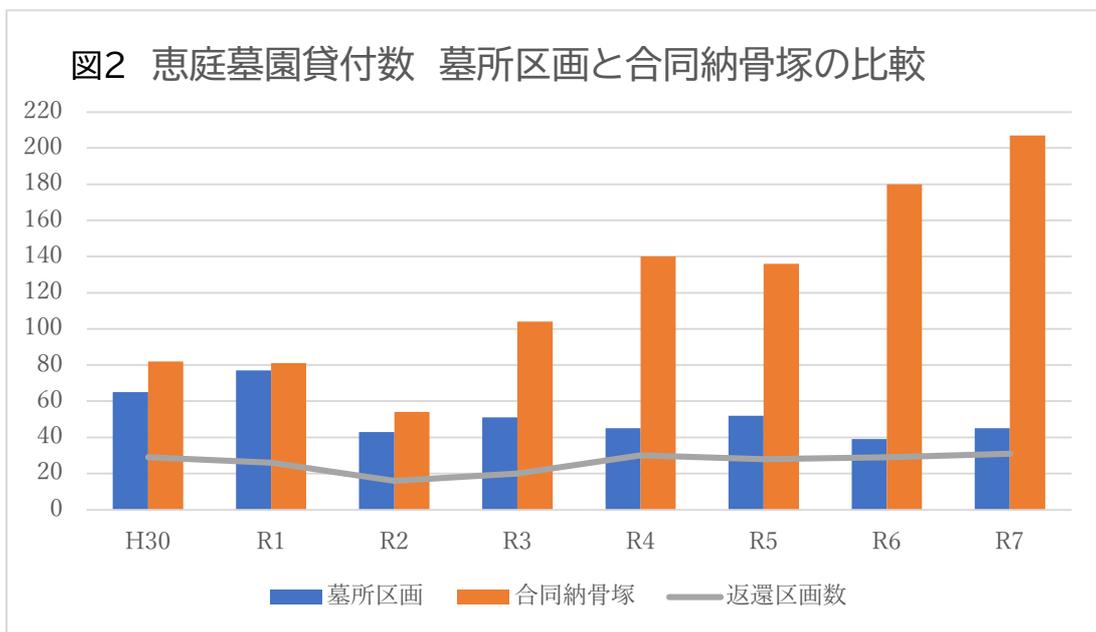


表2 恵庭墓園 貸付区画数の推移 ※令和 7 年度分は 1 月末現在数

※貸付区画数の推移、返還区画数の推移の表は、本文又は参考資料として掲載しています。

年度/区画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
墓所(新規)	49	65	37	45	37	40	27	38
墓所(返還)	16	12	6	6	8	12	12	7
小 計	65	77	43	51	45	52	39	45
合同納骨塚(庭縁塚)	82	81	54	104	162	138	180	210

表3 恵庭墓園 返還区画数の推移 ※令和 7 年度分は 1 月末現在数

年度/区画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
返還区画数	29	26	16	20	30	28	29	31

3. 方向性と整備コンセプト

(1) 現況と問題点

墓地需要の変化と利用状況を踏まえ、主な現況と問題点を次のとおり整理します。

- 1) 従来型(自由に墓石を建立する)墓所区画の需要が減少していること。
- 2) 承継者の不安はある一方、合葬には心理的抵抗がある方に対し、選択肢が十分でないこと。
- 3) 樹木葬等に代表される小規模で費用負担を抑えた個別墓へのニーズが高まっていること。
- 4) 一定期間の使用を前提とし、期間満了後の取扱いをあらかじめ定める仕組み(いわゆる有期限型)について検討余地があること。
- 5) 長期利用に伴い使用者情報の更新が難しくなり、無縁化の未然防止に向けた仕組み(使用者の把握、連絡体制、管理の持続性)の整備が必要であること。
- 6) 承継者不在等により無縁化する区画の増加が懸念されること。
- 7) 造成計画の見直しにより生じた余剰地の利活用を検討する必要があること。

(2) 目指す方向性

上記に挙げた問題点の解消を目指し、恵庭第4墓園では次の方向性を重視します。

- 1) 合同納骨塚等、承継負担の軽減につながる供養の選択肢の拡充。
- 2) 樹木葬、芝生型等、小規模で多様なニーズに対応できる墓所形態の検討。
- 3) 将来造成する新区画における、使用期間を定める方式等の検討(制度設計及び合意形成を含む)。

(3) 整備コンセプト

方向性を踏まえ、整備コンセプトを次のとおり設定します。

1) 必要な墓所区画の確保

返還区画の再募集等により当面の需要に対応しつつ、将来需要を見極めて段階的に墓所区画を確保します。

2) 合同納骨塚以外の選択肢の充実

合同納骨塚と従来型墓所の間位置する選択肢として、小規模な個別墓等の導入可能性を検討します。

3) 合同納骨塚の計画的整備

将来の需要に対応するため、適切な収容数、拡張性、参拝環境を備えた合同納骨塚の整備を進めます。

4. 整備方針

(1) 墓所区画(従来型区画)

1) 現状認識と当面の方針

現在、墓所区画は返還区画を含む整備済み区画により、当面の需要に対応できる状況にあります。このため、現時点では新たな墓所区画の造成は行わず、社会情勢や利用動向を踏まえ、必要性を継続的に検討します。また、墓所造成を予定していない区域については、維持管理上の安全確保を前提に、市有地としての利活用の可能性を検討します。北エリアの多目的広場は、当面墓所用地として取り扱いますが、今後の利活用についても検討していきます。

2) 将来的な造成の考え方

従来型の墓所需要は減少傾向にあるものの、一定の需要は継続して見込まれます。将来において造成が必要となる場合は、需要見通し、返還状況、財政負担、管理運営の持続可能性等を総合的に勘案し、段階的に対応します。

3) 新しい墓所形態との組み合わせ

将来の新規造成を行う場合には、小規模区画や芝生型等の導入可能性を検討します。併せて、承継負担の軽減に資する仕組み(使用期間を定める方式等)について、関係法令及び条例等との整合、使用条件の明確化、利用者への周知方法等を含めて制度設計を検討します。

4) 運営・管理(無縁化の未然防止と使用者把握)

無縁化の未然防止及び適切な維持管理の観点から、使用者情報の把握及び更新の仕組みの整備を検討します。併せて、現行の使用料が長期利用(50年程度)を想定した設定であることを踏まえ、一定期間を超えて利用が継続する場合の取扱いについて、使用者情報の更新手続と連動した費用負担のあり方(例:50年経過後の追加徴収、更新料・管理料等の制度)を検討します。

制度化に当たっては、関係法令及び条例等との整合、既存利用者への影響、周知期間、減免の考え方等を整理した上で、慎重な検討を始めます。

図3 墓地未使用地の活用計画図(案)



(2) 合同納骨塚

1) 整備の必要性

平成 27 年度に供用を開始し、当初 20 年間で 1,500 体収容可能としましたが、令和 3 年度以降受入数が急増しています。令和 8 年 1 月現在の貸付残件数は 259 件であり、近年の実績に基づくと、180 件/年程度の貸付が見込まれるため、令和 9 年度中には新規受入枠が上限に達する見込みです。今後も承継負担の軽減を希望するニーズが見込まれることから、新たな合同納骨塚の整備を進めます。

表4 合同納骨塚の貸付実績数

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
貸付件数	82	81	54	104	162	138	180	210
残 数	1,186	1,106	1052	948	786	648	469	259

※ 令和 7 年度は 1 月末現在数 (H30 と、R6 に生前予約分の返還有。)

2) 規模、収容能力及び拡張性

新しい合同納骨塚は、将来の需要変動に対応できるよう、拡張性を考慮した計画とします。運用期間の目安(15~20 年程度)を見据えつつ、予備スペースの確保等についても検討します。

3) デザインコンセプト(恵庭らしさ)

花のまち「えにわ」の特性を活かし、参拝者が癒しを感じられる景観となるよう整備します。

- ① 花と緑に包まれた景観となるよう、周辺植栽や花壇等を配置します。
- ② 祭壇スペースや動線を確保し、参拝しやすい計画とします。

4) 建立場所

建立場所は、利便性、景観、維持管理の観点等を踏まえ、第4墓園へのアクセス動線上で適地を選定します。

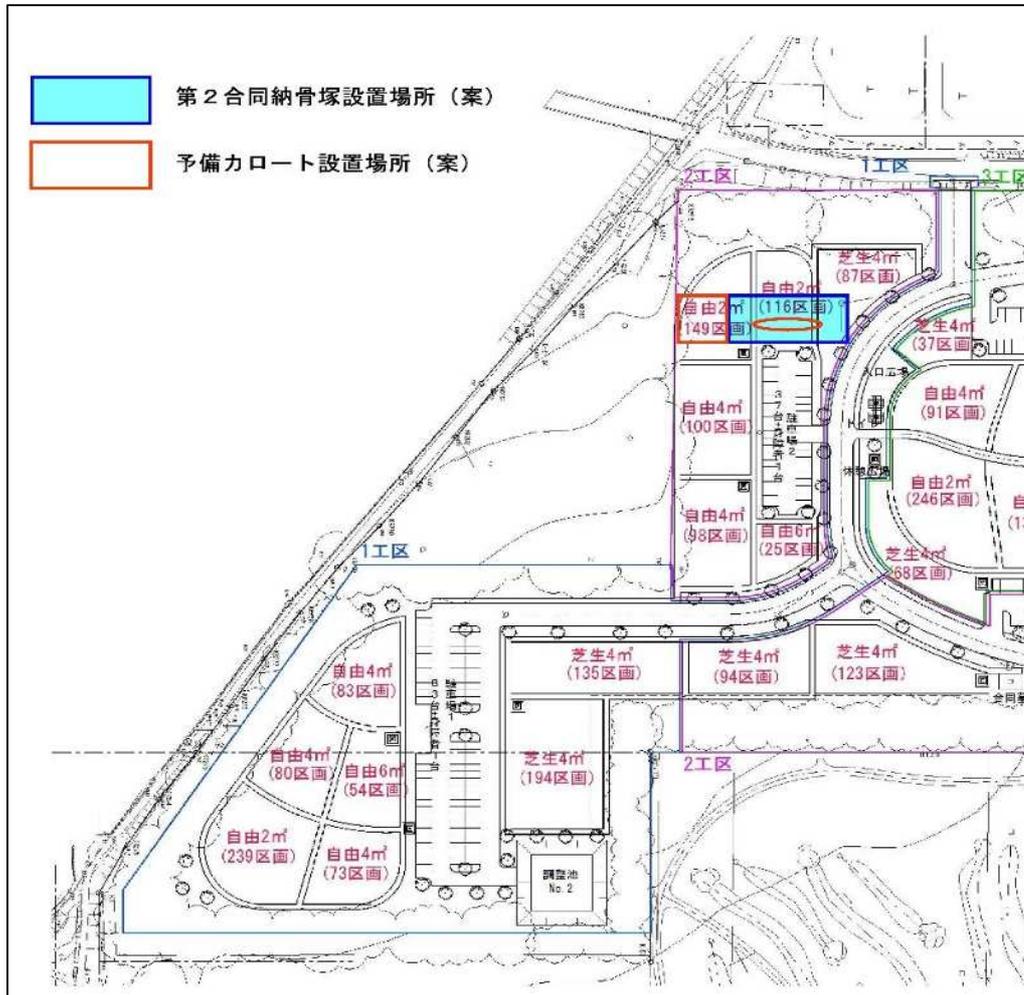
5) 使用料等

使用料等は、整備内容及び維持管理費用との均衡、近隣自治体の状況、市民負担の妥当性等を踏まえ、適切に検討します。

6) 多様なニーズへの対応

費用負担、参拝環境、個別性の希望等、利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、複数の選択肢(区分設定等)について検討します。

図4 第2合同納骨塚(仮称)設置場所(案)



(3) 合同納骨塚以外の小規模な墓所の検討

合同納骨塚と従来型墓所の間位置する選択肢として、既存の区画形態にとらわれない墓所のあり方を検討します。

1) 樹木葬等の検討

小規模で個性を保ちつつ、維持管理の負担軽減にも配慮した形態として、樹木葬等の導入可能性を、他自治体等の事例を参考に検討します。

2) 有期限型の墓所の検討

承継者不在等の課題に対応するため、使用期間を定めた墓所形態について検討します。期間満了後の取扱い(合葬への移行等)を採用する場合は、関係法令及び条例等に基づく手続、使用条件の明示、周知及び合意形成のあり方を含めて制度設計します。

5. 整備スケジュール

本方針に基づく整備等は、需要動向、財政負担、制度設計に係る整理状況等を踏まえ、段階的に進めていきます。

墓園未利用地の使用については、利活用の方向性を令和8年度に検討をしていきます。

合同納骨塚は、現行施設の新規受入枠が令和9年度頃に上限に達する見込みであることから、計画策定後、優先的に整備を進めます。その他の整備及び制度検討については、市民ニーズや利用状況等を踏まえ、段階的に実施します。

6. 恵庭第4墓園整備検討委員会

(1) 開催期間

令和7年10月1日～令和8年2月13日

(2) 構成委員 (敬称略)

北海道文教大学 教授	○熊野 稔
恵庭まちづくり協同組合 事務局長	杉町 博孝
高田ファシリティーズ株式会社	坂本 和也
恵庭市社会福祉協議会 事務管理課主査	岡 隆浩
恵庭地区民生委員	竹本 加奈恵

○:委員長

(3) 開催日及び議題

	日程	議題
第1回	令和7年10月1日	現地視察および現状確認、意見交換
第2回	令和7年11月26日	整備方針案の検討
第3回	令和8年2月13日	整備方針案とりまとめ

※参考資料1 恵庭墓園、墓園ごとの貸付数の推移(墓所ごと)

表5 墓園別 貸付区画数の推移 ※令和7年度分は、1月末現在数。

年度/墓園		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	第3墓園	21	21	12	20	13	17	7	13
	第4墓園	28	44	25	25	24	23	20	25
小計		49	65	37	45	37	40	27	38
返還	第1墓園	6	2	2	1	4	9	2	2
	第2墓園	5	6	1	4	1	2	6	3
	第3墓園	5	4	3	1	3	1	4	2
小計		16	12	6	6	8	12	12	7

※第3墓園新規分は、自由墓所2㎡区画のみ

恵庭第 4 墓園整備方針

恵庭市 生活環境部 市民課

〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

TEL0123-33-3131(代表)

Mail:shimin@city.eniwa.hokkaido.jp

作成:令和 8年 3月